

株 主 各 位

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号

アサヒ衛陶株式会社

取締役社長 町 元 孝 二

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年2月26日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年2月27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか(8階 第3会議室)
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第68期(平成29年12月1日から平成30年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期(平成29年12月1日から平成30年11月30日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asahieito.co.jp/>)に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成29年12月1日から
平成30年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害による経済活動の落ち込みから回復しつつあるものの、2019年10月に控えた消費税の増税、米中摩擦による米国・中国経済の落ち込み、韓国との関係悪化、ユーロ圏の経済減速、資源価額の下落による新興国の経済減速、株式市場での株価の大幅下落など、将来を不安視する要素が多数出てきております。

当社グループに関係の深い住宅関連業界は、新設住宅着工件数が概ね横ばいで推移しておりますが、2020年の東京オリンピック・2025年の大阪万博などを控え、一時的な需要の拡大も予想されます。

このような経済環境の中、当社グループは、販売面において、平成29年11月に提携関係を結んだ株式会社ヤマダ電機との協力体制強化による営業強化、高利益商品の重点販売による売上総利益率の改善、温浴施設水質改善事業の推進による新たな収益源の確保等の施策を進める一方、調達・生産面では、グローバル調達網の再編成による安定した調達体制の構築とコスト削減の推進、香川事業所の生産性向上によるコスト削減の推進、ベトナムの人工大理石工場の安定稼働と生産性向上によるコスト削減等の施策を進めてまいりました。

その結果、販売面においては、業務提携先である株式会社ヤマダ電機グループ向けの販売増加及び大手ハウスメーカー向けの販売増加があったものの、前連結会計年度から継続していた主要取引先からの大口受注が当連結会計年度の途中で終了したこと及び海外仕入先の衛生陶器の生産遅れによるトイレ等の主力商品の販売が減少したこと並びに採算性の低い商品の販売を縮小・撤退したことにより、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度と比して減少いたしました。利益面においては、各種の経費節減に努めたものの、上記の売上高の減少に加え、海外仕入先からの仕入価額の値上げ及び運賃の増加により、当連結会計年度の営業損失、経常損失については前連結会

計年度より増加いたしました。また、親会社株主に帰属する当期純損失については、当連結会計年度の第2四半期決算時に繰延税金資産の取り崩し19百万円を実施したこと及び固定資産の減損損失167百万円を計上したことにより、前連結会計年度より大きく増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,874百万円(前年同期比6.7%の減少)、営業損失は165百万円(前年同期は68百万円の損失)、経常損失は182百万円(前年同期は67百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は375百万円(前年同期は85百万円の損失)となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、金型等の製造設備が主なもので、その総額は30百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として400百万円の調達を行いました。

また、当連結会計年度において、平成30年8月27日に第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権3,330個及び第2回新株予約権370個の発行を行いました。平成30年11月30日時点において行使価額修正条項付第1回新株予約権が887個権利行使されたことで、105百万円の資金調達を行っております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 65 期 (26. 12～27. 11)	第 66 期 (27. 12～28. 11)	第 67 期 (28. 12～29. 11)	第 68 期 (当連結会計年度) (29. 12～30. 11)
売上高 (百万円)	2, 832	2, 803	3, 080	2, 874
経常損失 (△) (百万円)	△114	△250	△67	△182
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△136	△294	△85	△375
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△94. 47	△203. 93	△58. 97	△257. 12
総資産 (百万円)	2, 238	2, 248	2, 140	1, 952
純資産 (百万円)	1, 373	1, 081	994	730
1株当たり純資産額 (円)	949. 83	747. 85	687. 83	474. 75

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純損失の算定において、株式付与E S O P信託が保有する当社株式を自己株式としていることから、期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
- また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 当社は、平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 65 期 (26. 12～27. 11)	第 66 期 (27. 12～28. 11)	第 67 期 (28. 12～29. 11)	第 68 期 (当事業年度) (29. 12～30. 11)
売 上 高 (百万円)	2, 809	2, 763	2, 966	2, 826
経 常 損 失 (△) (百万円)	△113	△245	△73	△182
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△135	△289	△88	△377
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△93. 64	△200. 47	△61. 10	△258. 62
総 資 産 (百万円)	2, 237	2, 232	2, 132	1, 928
純 資 産 (百万円)	1, 374	1, 085	996	730
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	950. 46	750. 78	689. 29	474. 66

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純損失の算定において、株式付与E S O P信託が保有する当社株式を自己株式としていることから、期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
- また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 当社は、平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
VINA ASAHI CO., LTD.	28,378千円	100%	住宅設備機器の販売

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害による経済活動の落ち込みから回復しつつあるものの、2019年10月に控えた消費税の増税、米中摩擦による米国・中国経済の落ち込み、韓国との関係悪化、ユーロ圏の経済減速、資源価額の下落による新興国の経済減速、株式市場での株価の大幅下落など、将来を不安視する要素が多数出てきております。

当社グループに関係の深い住宅関連業界は、新設住宅着工件数が概ね横ばいで推移しておりますが、2020年の東京オリンピック・2025年の大阪万博などを控え、一時的な需要の拡大も予想されます。

当社グループは、引き続き市場の変化にマッチした、商材の投入・商流の転換・海外事業強化などによる、経営基盤・収益構造の改善を最重要課題として掲げ、下記のような施策に全社を挙げて取り組んでまいります。

① 収益性の改善

- ・高利益商品の重点販売による売上総利益率の改善を進めてまいります。
- ・採算性が高い販売チャネルへの転換による売上総利益率の改善を進めてまいります。
- ・グローバル調達の新編成による商品の安定した調達体制の構築とコスト削減を進めてまいります。
- ・香川事業所の生産性向上によるコスト削減を進めてまいります。
- ・ベトナムの人工大理石工場での生産量の拡大に伴う事業収益の向上を進めてまいります。
- ・品質チェック機能強化による品質管理のコスト削減を進めてまいります。

② 財務体質の改善

- ・平成30年8月に新株予約権を発行したことにより、今後の事業活動に必要な資金を確保できる体制を整えております。
- ・製販の連携強化と、長期滞留品の販売体制の構築などにより、停滞在庫の削減などバランスシートの健全化を推進しております。

③ 販売強化

- ・新規商材としてのユニットバス「PICCOLA SANITARY UNIT」の市場投入と販売拡大、温浴施設水質改善事業等の新規事業の販売促進による新たな収益源・販路の確保を進めてまいります。
- ・自社工場（ベトナム）で生産した人工大理石を使用した商品の販路拡大を進めてまいります。
- ・業務提携先の株式会社ヤマダ電機との協力体制強化による営業強化を進めてまいります。
- ・ベトナムを中心としたアジア市場における新規販路開拓、提案商材の拡充、ブランド価値向上への取組みを強化してまいります。
- ・インターネットを活用した販売促進による営業強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年11月30日現在）

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売を行っております。

(6) 主要な事業所（平成30年11月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 北 区
九 州 支 店	佐 賀 県 鳥 栖 市
仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
中 四 国 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
香 川 事 業 所	香 川 県 東 か が わ 市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
V I N A A S A H I C O . , L T D .	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国

(7) 使用人の状況（平成30年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
81名(23名)	7名減(3名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
78名(23名)	7名減(3名減)	44.0歳	11.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年11月30日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	215
株式会社京都銀行	170
株式会社近畿大阪銀行	165
株式会社三井住友銀行	155
株式会社日本政策金融公庫	136

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年11月30日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,582,700株 |
| ③ 株主数 | 2,141名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
アサヒ衛陶取引先持株会	57,100	3.61
株式会社SBI証券	51,600	3.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与E S O P信託口・75644口）	46,200	2.92
株式会社ケンエレクトロニクス	38,600	2.44
BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA AC77021567-01	30,400	1.92
日本証券金融株式会社	29,700	1.87
町 元 孝 二	27,700	1.75
林 和 夫	26,500	1.67
阿 部 五 美	25,000	1.58
下 條 正 人	21,800	1.37

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,964株)を控除して計算しております。
2. 持株数は、「株式付与E S O P信託口」が所有する46,200株を含めて記載しております。
3. 平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことにより、発行可能株式総数が43,200,000株、発行済株式の総数が13,446,000株減少しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年11月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

イ. 行使価額修正条項付第1回新株予約権

新株予約権の総数	3,330個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 333,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり737円
新株予約権の払込期日	平成30年8月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額1株当たり1,242円(注1)
新株予約権の行使期間	平成30年8月27日から平成32年8月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注2)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする
割当先及び割当数	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 2,803個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合 71号 527個

(注1) 新株予約権の行使時の払込金額

(a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第1回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(b) 第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,242円とする。但し、行使価額は本欄第(c)項に定める修正及び第(d)項に定める調整を受ける。

(c) 行使価額の修正

① 本項第②号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

② 行使価額は700円（但し、本欄第(d)項による調整を受ける。）（下限行使価額）を下回らないものとする。本項第①号の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

(d) 行使価額の調整

①当社は、第1回新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} & \text{新発行・} & 1\text{株当たり} \\ & \text{既発行普通株式数} + \text{処分株式数} \times \text{の払込金額} & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \end{array}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) 本項第④号(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(3) 本項第④号(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第④号(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第④号(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(5) 本号(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)乃至(3)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第1回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

③行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

④その他

(1)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(2)行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第②号(5)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第②号(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑤本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(1)株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2)その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(3)行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第②号(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額

第1回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各第1回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第1回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的である株式の種類と数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ロ. 第2回新株予約権

新株予約権の総数	370個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 37,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり656円
新株予約権の払込期日	平成30年8月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使価額1株当たり1,242円
新株予約権の行使期間	平成30年8月27日から平成32年8月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 23,098,360円 資本準備金 23,098,360円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする
割当先及び割当数	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 311個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合 71号 59個

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年11月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	町 元 孝 二	生産本部長
取締役	石 橋 孝 広	営業本部長 東日本営業部 部長
取締役	丹 司 恭 一	企画管理部 部長 営業本部副本部長
取締役	上 野 泰 志	新規事業部 部長 VINA ASAHI CO.,LTD. 社長
取締役(常勤監査等委員)	景 山 好 庸	弁護士法人 中央総合法律事務所 代表社員弁護士
取締役(監査等委員)	中 光 弘	
取締役(監査等委員)	井 関 新 吾	株式会社井関総合経営センター 代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)中光 弘氏および取締役(監査等委員)井関新吾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能とすべく、景山好庸氏を常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)中光 弘氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)井関新吾氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務および会計に対する知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)中光 弘氏および取締役(監査等委員)井関新吾氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役(常勤監査等委員)景山好庸氏、取締役(監査等委員)中光 弘氏および取締役(監査等委員)井関新吾氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
7. 平成30年12月1日付で、取締役石橋孝広氏は営業本部長に担当を変更しております。

② 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動

平成29年12月1日付で、取締役上野泰志氏は営業本部副本部長兼新規事業部部長・VINA ASAHI Co.,LTD. 社長に、取締役石橋孝広氏は営業本部長兼東日本営業部部長に、取締役丹司恭一氏は企画管理部部長に担当を変更しております。

③ 取締役の報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対 象 と な る 役 員 の 数
		基 本 報 酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	34,578 (一)	31,120 (一)	3,458 (一)	4名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,000 (3,720)	10,440 (3,720)	560 (一)	3名 (2名)
合 計	45,578	41,560	4,018	7名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役 (監査等委員)	中 光 弘	弁護士法人 中央総合法律事務所 代表社員弁護士	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	井 関 新 吾	株式会社井関総合経営センター 代表取締役	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 光 弘	当事業年度開催の取締役会16回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち12回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会および監査等委員会についても常勤監査等委員から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 関 新 吾	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会についても常勤監査等委員から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

〇ＡＧ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・当事業年度に係る報酬等の額	14,000
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人〇ＡＧ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況および当該体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。

取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および海外子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、企画管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるよう助言・調整を行うとともに、企画管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。

また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

取締役、執行役員および取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項または全社に係る重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および海外子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「海外子会社管理規程」を制定し、海外子会社の管理運営体制を構築している。

海外子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、海外子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および海外子会社に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務の執行に関する事項およびその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および海外子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は業務上重要な会議への出席および議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人から、個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人および内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、平成28年2月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が行うことによる監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。内部監査室は、常勤監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念および当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由ではありますが、下記2.に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切にご判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給してまいりました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球・環境にやさしいエコ、省エネ、節水商品、人にやさしい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達の強化を積極的に進めております。さらに、主力商品の多機能洗髪洗面化粧台および節水型トイレ等の更なる拡充を図るとともに、ユニバーサルデザイン化粧台・住宅リフォーム対応の商品開発を進めております。

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい (Savewater/Save energy)」商品作りを行うことが、企

業価値を高めるものと信じております。

具体的な戦略および施策としては、以下の２点となります。

① 売上の拡充

当社は「オリジナル住宅設備機器の拡販」、「家電量販店向け住宅設備機器の拡販」、「国際事業の拡大」を重点戦略として、販売拡大を図ってまいります。

オリジナル住宅設備機器の拡販につきましては、国内事業において長年培ってまいりましたトイレ・洗面化粧台・温水洗浄便座の製造技術と他社には無い小回りを効かした「もの作り」による商品提案力の強化、また平成27年10月に立ち上げましたベトナム工場の稼働力を活用したオリジナル製品の受注等につとめてまいります。

平成29年11月に業務提携を締結した株式会社ヤマダ電機とのアライアンスを強化し、同社オリジナルのトイレ販売、同社の店舗内ショールームへの特徴ある洗面化粧台の展示展開、同社グループ企業との協業等により、ビジネスの拡大を目指してまいります。

国際事業におきましては、メインターゲットであるベトナム市場の事業拡大、また、周辺国であるミャンマー・バングラディッシュ・カンボジアなど他のアジア諸国へのトイレセット、温水洗浄便座、給水栓などの販路拡大により、売上拡充を図ってまいります。

② 徹底したコスト削減

平成28年８月に実施しました香川事業所への開発・生産部門の移転・集約により、生産・物流・管理費のコスト削減を進めてまいります。

また海外（中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ）の豊富なネットワークを活用し、高品質で価格競争力のある調達網の強化「新規サプライヤーの開拓」に努め、仕入コストを削減させる活動を継続してまいります。

更にベトナム工場の本格稼働による価格競争力のある人工大理石の製品化にも努め、原価の削減を図ってまいります。

３．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと当該取組みについての取締役会の判断

① 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、上記１．に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行

うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した大規模買付ルール(以下「本ルール」といいます。)の継続を決定いたしました。

② 本ルールの合理性

ア 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本ルールは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)も遵守しております。

ウ 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、2020年2月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本ルールの継続についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本ルールを継続することを予定しております。また、当社は、本ルールの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの導入、継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

オ 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

カ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、監査等委員である取締役を除く当社取締役の任期は1年とされているため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

連結貸借対照表

(平成30年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,469,701	流 動 負 債	529,328
現金及び預金	494,715	支払手形及び買掛金	63,715
受取手形及び売掛金	499,598	1年内返済予定の 長期借入金	291,036
商品及び製品	421,186	未払金	77,684
前 渡 金	24,680	未払費用	27,618
そ の 他	34,016	未払法人税等	23,730
貸倒引当金	△4,497	未払消費税等	3,041
固 定 資 産	483,152	賞与引当金	3,500
有形固定資産	346,380	繰延税金負債	854
建 物	88,277	そ の 他	38,146
構 築 物	3,335	固 定 負 債	692,959
土 地	254,767	長期借入金	550,950
投資その他の資産	136,772	繰延税金負債	4,332
投資有価証券	27,688	退職給付に係る負債	43,319
投資不動産	69,541	役員退職慰労引当金	24,814
出 資 金	60	株式給付引当金	30,514
差 入 保 証 金	29,772	預り営業保証金	28,096
団体生命保険金	5,847	そ の 他	10,933
そ の 他	3,861	負 債 合 計	1,222,287
資 産 合 計	1,952,853	(純資産の部)	
		株 主 資 本	715,745
		資 本 金	1,456,234
		資 本 剩 余 金	52,983
		利 益 剩 余 金	△751,802
		自 己 株 式	△41,669
		その他の包括利益累計額	12,776
		その他有価証券評価差額金	11,304
		繰延ヘッジ損益	1,997
		為替換算調整勘定	△525
		新株予約権	2,043
		純 資 産 合 計	730,565
		負債及び純資産合計	1,952,853

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年12月1日から
平成30年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,874,085
売 上 原 価		1,959,553
売 上 総 利 益		914,531
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,079,861
営 業 損 失		165,329
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	552	
そ の 他	12,657	13,210
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,236	
そ の 他	24,620	30,856
経 常 損 失		182,975
特 別 損 失		
減 損 損 失	167,130	167,130
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		350,106
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,500	
法 人 税 等 調 整 額	18,714	25,214
当 期 純 損 失		375,320
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		375,320

連結株主資本等変動計算書

(平成29年12月1日から
平成30年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,403,250	—	△376,482	△41,453	985,314
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	52,983	52,983			105,967
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△375,320		△375,320
自己株式の取得				△215	△215
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	52,983	52,983	△375,320	△215	△269,568
当連結会計年度末残高	1,456,234	52,983	△751,802	△41,669	715,745

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	為替換算差額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	9,814	—	△586	9,227	—	994,541
当連結会計年度変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						105,967
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△375,320
自己株式の取得						△215
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,490	1,997	60	3,548	2,043	5,592
当連結会計年度変動額合計	1,490	1,997	60	3,548	2,043	△263,976
当連結会計年度末残高	11,304	1,997	△525	12,776	2,043	730,565

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 VINA ASAHI CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

VINA ASAHI CO., LTD. の決算日は9月30日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3年～60年

車輛・工具器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

- ハ．リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ．貸倒引当金
期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ．賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。
- ハ．役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ニ．株式給付引当金
株式交付規程に基づく従業員への株式交付に備えるために、当連結会計年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ．ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…予定取引
- ハ．ヘッジ方針
為替変動リスクを避けるため、外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。
- ニ．ヘッジの有効性評価の方法
為替予約は、すべて材料などの購入予定に基づくもので、キャッシュ・フローを固定化するものであるため、有効性の評価を省略しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

5. 追加情報

(株式付与E S O P信託の会計処理について)

当社は平成26年1月20日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職中に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるとともに、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高めるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

E S O P信託口が保有する当社株式については、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部の自己株式に計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は39,815千円、46,200株であります。

(財務制限条項)

当社が株式会社みずほ銀行より平成30年3月27日を契約締結日として借り入れた長期借入金には下記の内容の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

・平成30年11月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借主の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

・各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される経常損益が、平成30年11月期決算を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当連結会計年度末において、株式会社みずほ銀行より平成30年3月27日を契約締結日として借り入れた長期借入金に付されている財務制限条項に抵触したものの、銀行より期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

また、当社が株式会社近畿大阪銀行より平成30年3月19日を契約締結日として借り入れた長期借入金には下記の内容の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、適用利率の引き上げが行われます。

・原契約締結日以降に到来する債務者の毎事業年度末時点での計算書類又は報告書等に基づく単体の純有利子負債EBITDA倍率が、2期連続して10倍を超えない、もしくはマイナスの値とならないこと。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	83,254千円
土地	198,130千円
投資不動産	64,590千円
計	345,975千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金134,392千円および長期借入金216,617千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 619,960千円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 商品及び製品の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 7,102千円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
香川事業所(香川県東かがわ市)	事業用資産	建物及び土地等
東京支店(東京都北区)	事業用資産	建物及び土地等
本社他(大阪市中央区他)	事業用資産、遊休資産	建物、車輛・工具器具及び備品、機械及び装置、電話加入権等

当社グループは、住宅設備機器事業に係る事業用資産を一つの資産グループとしてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

住宅設備機器事業においては、継続して営業損失が発生していることから減損損失を認識する必要があると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、事業の用に供していない遊休資産についても、今後の使用用途がたっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減少額を減損損失(167,130千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物27,062千円、構築物935千円、機械及び装置15,603千円、車輛・工具器具及び備品59,295千円、土地42,609千円、リース資産12,278千円、建設仮勘定769千円、無形固定資産8,575千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物、構築物及び土地については、不動産鑑定評価額により評価し、その他の資産については、処分可能性を考慮してゼロと評価しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	14,940,000	88,700	13,446,000	1,582,700

(注) 1. 当社は、平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少13,446,000株は、株式併合によるものであります。

3. 普通株式の発行済株式総数の増加88,700株は、新株予約権の行使による新株の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	480,864	779	433,479	48,164

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当連結会計年度末46,200株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少433,479株は、株式併合によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加779株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
行使価額修正条項付第1回新株予約権	普通株式	—	333,000	88,700	244,300	1,800
第2回新株予約権	普通株式	—	37,000	—	37,000	242

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、栃木県において、賃貸用の倉庫（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
69,541千円	90,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、営業本部および企画管理部にて与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金および借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、企画管理部にて月次資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 現金及び預金	494,715 千円	494,715 千円	－ 千円
② 受取手形及び売掛金	499,598	499,598	－
③ 投資有価証券 その他有価証券	27,688	27,688	－
④ 支払手形及び買掛金	(63,715)	(63,715)	－
⑤ 未払金	(77,684)	(77,684)	－
⑥ 長期借入金	(841,986)	(841,170)	815

※負債に計上されているものについては、()で表しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法、有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金については、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	494,715	—	—	—
受取手形及び 売掛金	499,598	—	—	—
合計	994,314	—	—	—

(4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	254,988	175,814	95,887	24,261	—

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 474円75銭

(2) 1株当たり当期純損失 257円12銭

(注) 1. E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 当社は、平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成30年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 目 科	の 部 金 額	負 債 目 科	の 部 金 額
流 動 資 産	1,445,010	流 動 負 債	504,779
現 金 及 び 預 金	464,528	支 払 手 形	6,737
受 取 手 形	173,709	買 掛 金	56,293
売 掛 金	321,635	1年内返済予定の長期借入金	291,036
商 品 及 び 製 品	413,578	リ ー ス 債 務	4,364
前 渡 金	21,159	未 払 金	77,431
短 期 貸 付 金	52,337	未 払 費 用	27,075
そ の 他	32,236	未 払 法 人 税 等	23,730
貸 倒 引 当 金	△34,175	未 払 消 費 税 等	3,041
固 定 資 産	483,152	預 り 金	3,420
有 形 固 定 資 産	346,380	前 受 収 益	1,016
建 物	88,277	賞 与 引 当 金	3,500
構 築 物	3,335	繰 延 税 金 負 債	854
土 地	254,767	繰 延 税 金 負 債 他	6,277
投資その他の資産	136,772	固 定 負 債	692,959
投資有価証券	27,688	長 期 借 入 金	550,950
投資不動産	69,541	リ ー ス 債 務	9,274
出 資 金	60	繰 延 税 金 負 債	4,332
関係会社出資金	0	退 職 給 付 引 当 金	43,319
差 入 保 証 金	29,772	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24,814
団体生命保険金	5,847	株 式 給 付 引 当 金	30,514
そ の 他	3,861	預 り 営 業 保 証 金	28,096
資 産 合 計	1,928,163	そ の 他	1,658
		負 債 合 計	1,197,739
		純 資 産	の 部
		株 主 資 本	715,079
		資 本 金	1,456,234
		資 本 剰 余 金	52,983
		資 本 準 備 金	52,983
		利 益 剰 余 金	△752,469
		その他利益剰余金	△752,469
		繰越利益剰余金	△752,469
		自 己 株 式	△41,669
		評価・換算差額等	13,301
		その他有価証券評価差額金	11,304
		繰延ヘッジ損益	1,997
		新 株 予 約 権	2,043
		純 資 産 合 計	730,424
		負債及び純資産合計	1,928,163

損 益 計 算 書

(平成29年12月1日から
平成30年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,826,037
売 上 原 価		1,927,614
売 上 総 利 益		898,422
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,054,897
営 業 損 失		156,474
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	2,116	
そ の 他	13,427	15,544
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,356	
そ の 他	35,583	41,939
経 常 損 失		182,869
特 別 損 失		
減 損 損 失	167,130	167,130
税 引 前 当 期 純 損 失		350,000
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,500	
法 人 税 等 調 整 額	21,006	27,506
当 期 純 損 失		377,507

株主資本等変動計算書

(平成29年12月1日から
平成30年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,403,250	—	△374,962	△374,962	△41,453	986,834
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	52,983	52,983				105,967
当期純損失(△)			△377,507	△377,507		△377,507
自己株式の取得					△215	△215
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	52,983	52,983	△377,507	△377,507	△215	△271,755
当 期 末 残 高	1,456,234	52,983	△752,469	△752,469	△41,669	715,079

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	9,814	—	9,814	—	996,648
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					105,967
当期純損失(△)					△377,507
自己株式の取得					△215
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,490	1,997	3,487	2,043	5,531
当期変動額合計	1,490	1,997	3,487	2,043	△266,223
当 期 末 残 高	11,304	1,997	13,301	2,043	730,424

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

 時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

 商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物、構築物 3～60年

 車輛・工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

定額法

 （リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌事業年度支給予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および中小企業退職金共済制度による退職金支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への株式交付に備えるために、当事業年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…予定取引

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを避けるため、外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約は、すべて材料などの購入予定に基づくもので、キャッシュ・フローを固定化するものであるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

5. 追加情報

(株式付与E S O P信託の会計処理について)

当社は平成26年1月20日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職中に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高めるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

E S O P信託口が保有する当社株式については、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部の自己株式に計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は39,815千円、46,200株であります。

(財務制限条項)

当社が株式会社みずほ銀行より平成30年3月27日を契約締結日として借り入れた長期借入金には下記の内容の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。

・平成30年11月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借主の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

・各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される経常損益が、平成30年11月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当事業年度末において、株式会社みずほ銀行より平成30年3月27日を契約締結日として借り入れた長期借入金に付されている財務制限条項に抵触したものの、銀行より期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

また、当社が株式会社近畿大阪銀行より平成30年3月19日を契約締結日として借り入れた長期借入金には下記の内容の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、適用利率の引き上げが行われます。

・原契約締結日以降に到来する債務者の毎事業年度末時点での計算書類又は報告書等に基づく単体の純有利子負債EBITDA倍率が、2期連続して10倍を超えない、もしくはマイナスの値とならないこと。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	83,254千円
土地	198,130千円
投資不動産	64,590千円
計	345,975千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金134,392千円および長期借入金216,617千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 619,960千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務
短期金銭債権 53,334千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	462千円
受取利息	1,571千円

(2) 商品及び製品の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 6,977千円

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
香川事業所(香川県東かがわ市)	事業用資産	建物及び土地等
東京支店(東京都北区)	事業用資産	建物及び土地等
本社他(大阪市中央区他)	事業用資産、遊休資産	建物、車輛・工具器具及び備品、機械及び装置、電話加入権等

当社は、住宅設備機器事業に係る事業用資産を一つの資産グループとしてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

住宅設備機器事業においては、継続して営業損失が発生していることから減損損失を認識する必

要があると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、事業の用に供していない遊休資産についても、今後の使用用途がたっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減少額を減損損失(167,130千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物27,062千円、構築物935千円、機械及び装置15,603千円、車輛・工具器具及び備品59,295千円、土地42,609千円、リース資産12,278千円、建設仮勘定769千円、無形固定資産8,575千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物、構築物及び土地については、不動産鑑定評価額により評価し、その他の資産については、処分可能性を考慮してゼロと評価しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加株式数	当期減少株式数	当 期 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	14,940,000	88,700	13,446,000	1,582,700
自 己 株 式				
普 通 株 式	480,864	779	433,479	48,164

(注) 1. 当社は、平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少13,446,000株は、株式併合によるものであります。

3. 普通株式の発行済株式総数の増加88,700株は、新株予約権の行使による新株の発行によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当事業年度末46,200株）が含まれております。

5. 普通株式の自己株式の株式数の減少433,479株は、株式併合によるものであります。

6. 普通株式の自己株式の株式数の増加779株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
行使価額修正条項 付第1回新株予約権	普通株式	—	333,000	88,700	244,300	1,800
第2回新株予約権	普通株式	—	37,000	—	37,000	242

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損否認額

14,941千円

投資有価証券評価損否認額

602千円

貸倒引当金

10,450千円

退職給付引当金否認額	13,247千円
繰越欠損金	183,085千円
その他	87,742千円
繰延税金資産小計	310,067千円
評価性引当額	△310,067千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,332千円
繰延ヘッジ損益	854千円
繰延税金負債合計	5,187千円
繰延税金負債の純額	5,187千円

(注) 当事業年度における繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債—繰延税金負債	854千円
固定負債—繰延税金負債	4,332千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	V I N A A S A H I CO., LTD.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	50,211 39,608	短期貸付金	52,337

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、29,678千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において12,403千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 474円66銭
(2) 1株当たり当期純損失 258円62銭

- (注) 1. E S O P信託が所有する自己株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、平成30年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年 1月28日

アサヒ衛陶株式会社

取締役会 御中

OAG監査法人

業務執行社員 公認会計士 横 塚 大 介 ㊞

業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年 1月28日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

O A G 監 査 法 人

業務執行社員 公認会計士 横 塚 大 介 ㊞

業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アサヒ衛陶株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年1月29日

アサヒ衛陶株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 景山好庸 ㊞

監査等委員 中光弘 ㊞

監査等委員 井関新吾 ㊞

(注) 監査等委員中光 弘及び井関新吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容の多角化と今後の事業展開に備えるため、現行の定款第2条の目的に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の物品の製造、加工、輸出入、売買、賃貸。 (1) 陶磁器及び建築用設備機器。 (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。 (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。 (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。 (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。 (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。 (7) 金属製品、金属加工品。 (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。 (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。 2. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。 3. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。 4. 介護保険法に基づく次の事業。 (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業。 (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業。 (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。 (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業。 (5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)

現行定款	変更案
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事業。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業。 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業。 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業。 6. 次の旅客自動車運送事業。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業。 (2) 特定乗用旅客自動車運送事業。 (新設) 7. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。 8. 前各号に付帯または関連する一切の事業。	5. (現行どおり) 6. (現行どおり) <u>7. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務</u> <u>8.</u> (現行どおり) <u>9.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘すべき事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	まちもと こうじ 町 元 孝 二 (昭和35年5月10日生)	昭和58年4月 当社入社 平成11年12月 当社大阪支店長 平成18年12月 当社営業推進部長 平成20年2月 当社取締役・営業副本部長兼営業推進部長 平成20年12月 当社取締役・営業本部長兼営業推進部長 平成21年12月 当社取締役・営業本部長兼営業推進部長兼外注管理部長 平成22年5月 当社取締役・営業本部長 平成22年11月 当社代表取締役社長・営業本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長 平成28年12月 当社代表取締役社長・生産本部長 現在に至る	27,700株
選任の理由 経営者として当社グループの経営を担い、経営全般における豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップで、当社グループを牽引してまいりました。今後の持続的な企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
2	いし ばし たか ひろ 石 橋 孝 広 (昭和47年10月5日生)	平成7年4月 当社入社 平成22年12月 当社大阪支店長 平成23年6月 当社西日本営業部長 平成24年2月 当社執行役員西日本営業部長 平成27年2月 当社執行役員西日本営業部長兼国際事業室長 平成28年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼西日本営業部長兼国際事業室長 平成28年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼東日本営業部長兼国際営業部長 平成29年2月 当社取締役・営業本部副本部長兼東日本営業部長兼国際営業部長 平成29年12月 当社取締役・営業本部長兼東日本営業部長 平成30年12月 当社取締役・営業本部長 現在に至る	1,700株
		選任の理由 主に営業部門で豊富な経験を有し、現在、営業本部長として営業全体を統括し、国内外での事業活動の拡大に貢献しております。今後の持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
3	たん じ きょう いち 丹 司 恭 一 (昭和44年4月23日生)	平成9年3月 当社入社 平成21年12月 当社購買部長 平成23年12月 当社管理本部副本部長兼企画物流部長 平成24年2月 当社執行役員管理本部副本部長兼企画物流部長 平成24年12月 当社執行役員企画管理部長 平成28年12月 当社執行役員企画管理部長兼人材戦略室長 平成29年2月 当社取締役・企画管理部長兼人材戦略室長 平成29年12月 当社取締役・企画管理部長 現在に至る	3,300株
		選任の理由 主に管理部門で豊富な経験を有し、現在、企画管理部長としてグループ全体の決算処理や労務管理・人事管理などの経営管理全般に高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 における 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
4	う え の や す し 上 野 泰 志 (昭和43年2月3日生)	平成4年7月 当社入社 平成21年12月 当社大阪支店長 平成22年12月 当社執行役員西日本営業部長 平成23年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外 事業担当 平成23年12月 当社執行役員国際事業室長兼営業本部 副本部長 平成24年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部 副本部長 平成25年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部 副本部長兼東日本営業部統括部長 平成26年12月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部 副本部長 平成27年2月 当社取締役・営業本部長 平成28年12月 当社取締役・営業本部長兼西日本営業 部長 平成29年12月 当社取締役・営業本部副本部長兼新規 事業部長 現在に至る (重要な兼職の状況) VINA ASAHI CO., LTD. 社長	6,200株
選任の理由 主に営業部門で豊富な経験を有し、現在、営業本部副本部長として営業全般に関する高い見識と実績を備え、国内外での事業活動の拡大に貢献しております。今後の持続的な企業価値向上のために必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役景山好庸氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任いたします。その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
やまぐち こういち 山 口 宏 一 (昭和40年4月18日生)	平成2年4月 株式会社横浜銀行入行 平成13年9月 TOKYO企業情報株式会社(現株式会社TMAC) 入社 平成29年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤 講師(現任) 平成30年1月 株式会社YMAC 代表取締役社長(現任) 平成30年4月 株式会社TMAC シニアマネージングディ レクター(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師 株式会社YMAC 代表取締役社長 株式会社TMAC シニアマネージングディレクター	0株
社外取締役候補者とした理由 山口宏一氏は、金融機関及びコンサルティング会社での業務で培ってきた企業経営やファイナンスに関する豊富な知識・経験を有しております。こうした知識や経験を活かして当社の経営全般の監督を行うとともに、当社経営への有効な助言を実施していただくことを期待して、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は、山口宏一氏が所属している株式会社YMACとコンサルティング契約を締結しておりますが、同氏が選任された場合には、当該コンサルティング契約を終了する予定であります。なお、同氏へコンサルティング報酬を支払っておりますが、その取引額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 山口宏一氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 山口宏一氏の選任が承認された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第 4 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を退任されます景山好庸氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
景 山 好 庸 かげ やま よし のぶ	平成23年 2 月 当社常勤監査役 平成28年 2 月 当社取締役(常勤監査等委員) 現在に至る

以 上

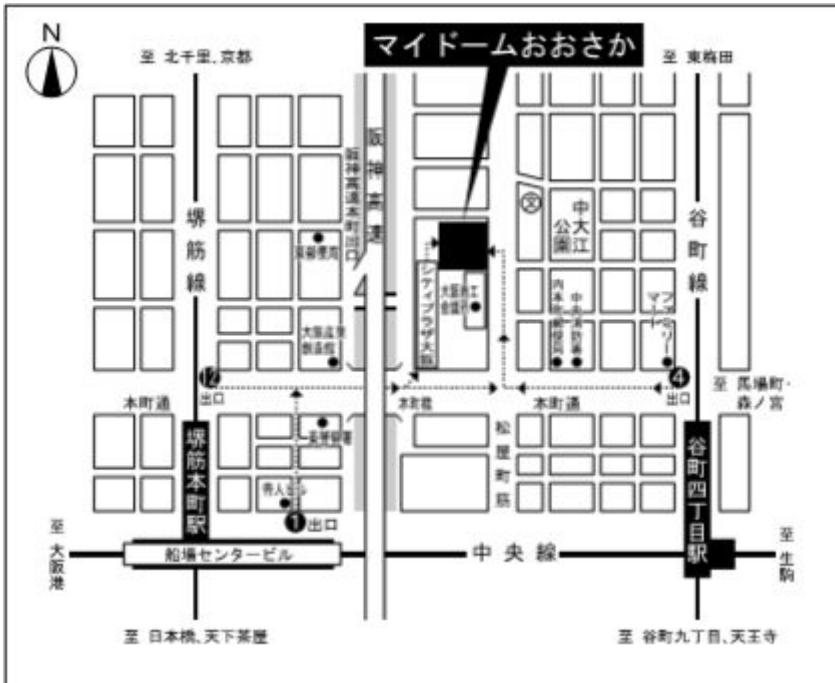
株主総会会場ご案内略図

アサヒ衛陶株式会社

大阪市中央区本町橋 2 番 5 号

マイドームおおさか 8 階 第 3 会議室

TEL 06-6947-4321



交通のご案内

- ・地下鉄堺筋線、中央線「堺筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩約 7 分
- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の④番出口から徒歩約 7 分

お願い

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。